

令和 8 年 第 3 回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号	1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
	2	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
	3	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
	4	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
	5	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
	6	農地法第 3 条の規定による許可申請について	R8.3.2	許可
議案第 2 号	1	農地法第 5 条の規定による許可申請について	R8.3.2	承認（進達）
	2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	R8.3.2	承認（進達）
	3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	R8.3.2	承認（進達）
	4	農地法第 5 条の規定による許可申請について	R8.3.2	承認（進達）
議案第 3 号	1	農地転用後の事業計画変更承認申請について	R8.3.2	承認（進達）
議案第 4 号	1	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.3.2	承認
	2	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.3.2	承認
	3	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権・使用貸借)	R8.3.2	承認
議案第 5 号	1	非農地証明願いについて	R8.3.2	許可
	2	非農地証明願いについて	R8.3.2	許可
	3	非農地証明願いについて	R8.3.2	許可
	4	非農地証明願いについて	R8.3.2	許可
議案第 5 号	1	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について	R8.3.2	承認
報告事項	1	農地法第 1 8 条の規定による合意解約について	R8.3.2	受理

令和8年 第3回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第3回総会
- 2・日時 令和8年3月2日(月) 午後15時00分～16時08分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 3件
- 議案第5号 非農地証明願いについて 4件
- 議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 1件
- 報告事項 農地法第18条の規定による合意解約通知について 1件

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

最適化推進委員

草野 正雄	川内 清	高橋 哲徳	—
—	—	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和8年第3回有田町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

～会長挨拶～

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中9名です。
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、4番（佐藤 春菜）委員、6番（林 直司）委員によろしくをお願いいたします。
続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1・2が申請内容で、P3に位置図、P4に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

現地確認を先月の25日、事務局2人と正副会長、○○○委員と私の6名で行いました。○○○さんの場所は○○○字○○○地区という所で、実際見て来まして今の時期は高菜の栽培をされていて、特に問題はありませんでした。息子さんへの贈与も問題ないと思います。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

譲渡し人のお父さんが元気なうちにと面積が多いため何回かに分けて申請されています。特別問題はないと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP5が申請内容で、P6に位置図、P7に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

○○○地区の圃場整備農地の広がる一角で、先ほども事務局から説明があったとおり○○○さんが作っておられるという事で特に問題はありません。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP8が申請内容で、P9に位置図、P10に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

場所は、○○○○○○に続く県道沿いの土地の1ヶ所と、○○○号線沿いの○○○地区の三叉路の信号先を左へ行った所です。そこも現在は麦を栽培されていて特に問題はありません。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進●番委員

先ほど説明がありましたように、土地を整理されております。譲り受けられる○○○さんは認定農業者であり、地区の担い手として頑張っていると思います。何ら問題はないと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請4番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP12が申請内容で、P13に位置図、P14に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

こちらも○○○○○○に続く○○○地区の県道沿いの右側と左側の土地で、譲渡という事で特に問題はありませんでした。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進●番委員

ここについても、現在小作というような形で作付けをされており、そのまま譲渡したいというような意見でございました。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請5番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP15が申請内容で、P16に位置図、P17に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

場所は、〇〇〇号線沿いの〇〇〇駅傍の踏切を渡って直ぐ北へ210mほど行くと〇〇〇があり、〇〇〇手前から農道を東へ20mほど行ったところで、〇〇〇沿いのところです。特に問題はありません。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

譲受人の〇〇〇地区の〇〇〇さん宅に伺って話を伺いました。前の案件と同じような内容で今年から作るようになるという事でした。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請5番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請6番について議題とします。

この案件は●番〇〇〇委員が関係者となりますので審議中は退席をお願いします。

〈 ●番委員 退席 〉

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP18が申請内容で、P19に位置図、P20に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1番委員

場所は、〇〇〇号線沿いの〇〇〇の道路挟んだ反対側で道下のところです。もう1ヶ所が〇〇〇さんの義母の土地で、〇〇〇地区公民館から〇〇〇方面へ110mほど行った道沿いの左側の土地で、管理はされており特に問題はありません。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請6番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

審議が終わりましたので、●番〇〇〇委員入室してください。

〈 ●番委員 着席 〉

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP21が申請内容で、P22に位置図、P23に航空写真、P24に配置図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

2月25日に現地確認をして参りました。場所は、〇〇〇号線沿いの〇〇〇さんから〇〇〇方面に上ってすぐのところ。面積9.5㎡と大変狭い畑で家の目の前ということで特に問題ないと思います。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による、申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP25が申請内容で、P26に位置図、P27に航空写真、P28からP31に配置図等を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

こちらの場所は、〇〇〇を交差点から2.5*₀ずっとずっと上って、本当に〇〇〇の民家より更に上の一番上のようなところでは、
今回の申請地のすぐ近くにも〇〇〇という〇〇〇をされているお宅もあり、今回の申請も〇〇〇さんが工房を開くという事で、あの地域は〇〇〇に
惹かれるものがあるのかという気がします。眺めは大変いいところです。今回の農地も長年作られていない本当に山の上の方の田んぼなので、特に問
題ないと思います。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による、申請3番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP32が申請内容で、P33に位置図、P34に航空写真、P35に土地利用計画図、P36・37に断面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

25日に現地確認をして参りました。場所は、〇〇〇横の道を上って〇〇〇〇〇〇がありそれを過ぎた先に〇〇〇の中継施設があります。今回はそ
の中継施設の北側になります。P34の航空写真を見てもらうとスレート屋根の裏側になり、事務局からも説明がありましたように農地は2段になっ
て高低差がありますが、造成計画では盛土を行ってスロープが通路になるということで特に問題はありません。

○議長（会長）

私が地元委員という事で説明を受けましたけども、駐車スペースとして使いたいという事ですが、洗車については北側が排水路になっているので用水路に流れるおそれがある事からここでは行わず、建物の南側で洗車後も地下浸透で行ってほしい旨を伝えています。この土地は、建物があり北側に位置し日陰で麦の生育も難しい場所です。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

○●委員

この建物以前は○○○に使われていましたが今も使用されていますか。

○議長（会長）

今は使用されていません。

○事務局

今は○○○の倉庫として道具等が置かれています。

○議長（会長）

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による、申請4番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP38が申請内容で、P39に位置図、P40に航空写真、P41に土地利用計画図、P42に位置図、P43に立面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

今、事務局から説明がありましたように、家のすぐ隣に住宅を建設されるという事で特段問題ないと思います。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第3号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP44が申請内容で、P45に位置図、P46に航空写真、P47に土地利用計画図を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

場所は、〇〇〇号線沿いの〇〇〇から西へ440mほど行った右側の農地になります。今回追加申請ということで、特段問題ないと思います。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●委員

昨年だったか現地確認に行った時にいびつな形をしとったかなと思っているところです。そこが今回追加で申請されるということで、別段問題はないかと思います。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地転用後の事業計画変更承認申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます

全員賛成により、議案第3号農地転用後の事業計画変更申請1番については、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案 申請1番から申請3番までを一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

申請1番

議案書のP48が申請内容、P49に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP50が申請内容、P51に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請3番

議案書のP52が申請内容、P53に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項既定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

申請3番の〇〇〇さんと〇〇〇さんは使用貸借ですが親戚ですか。

○事務局

そこは確認していません。

○議長（会長）

契約期間も中途半端よね。

○事務局

他の契約と末尾を合わせています。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第4号農用地利用等集積計画（案）申請1番から申請3番について、原案どおり「意見なし」と回答することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により申請1番から申請2番は原案どおり「意見なし」と回答します。

続きまして議案第5号非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP54が申請内容で、P55に位置図、P56に航空写真、P57に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

場所は、○○○地区内の○○○の裏手東側の方になり、事務局から説明がありましたとおり元々この場所は牛小屋があり、その牛の運動場のような場所でした。家を平成30年頃に新築された際に砂利を敷き駐車場にされたと思います。特に問題はありません。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号、非農地証明願い申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、事務局にて非農地の通知を作成し、送付することとします。

続きまして、議案第5号非農地証明願い申請2番について議題とします。

なお、申請2番から申請4番は関連しますので一括して議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

申請2番

議案書のP58が申請内容で、P59に位置図、P60に航空写真、P61に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請3番

議案書のP62が申請内容で、P63に位置図、P64に航空写真、P65に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請4番

議案書のP66が申請内容で、P67に位置図、P68に航空写真、P69に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●委員

今、事務局から説明があった通り申請地は、〇〇〇の〇〇〇さんの敷地の中に存在している農地です。既に農地ではなくなっているため非農地という判断で問題ないと思います。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●委員

今、事務局からと現地確認委員さんが話されたその通りなんですけど、ここまでいく間にいろんな形で相談がありました。○○○さんとすれば何とかこれを所持したいということであったんですけども、相続関係ははっきりしない事で相続関係から遡って相談に乗ってきました。それで説明があった通り既に○○○の方で50年近く土地を使っておられ、これをまた農地に戻すことは非常に不可能であるというふうに考えます。仮に戻ったとしても道が無く、農地自体を有効活用する事が出来ません。非農地として問題ないかというふうに思います。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○●委員

申請2番の周囲の状況で東西南北の地目が雑種地となっていますが、コンクリート打ってありこれでいいんですかね。

○事務局

ここに記載しているのは法務局の登記上の地目で、おそらく税務課の課税上は宅地ではないかと思われます。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第5号、非農地証明願い申請2番から申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、事務局にて非農地の通知を作成し送付することといたします。

続きまして、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

農業委員会では、農地の利用状況調査を行い、①土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難な場合、②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合非農地判断を行い、農業委員会が整備している農地台帳から除外する事とされています。

別冊のP1が議案書となっております。

P 2に〇〇〇・〇〇〇の一覧表、P 3からP 9が現況写真となっています。令和6年12月に〇〇〇委員に同行してもらい現地の確認を行っています。続きまして、P 10・11に〇〇〇の一覧表、P 12からP 26が現況写真となっています。令和8年2月に〇〇〇委員に同行してもらい現地の確認を行っています。写真等を確認していただき、「農地」としての利用が難しいという判断をいただければ所有者へ非農地の事前通知を行いたいと考えています。

○議長（会長）

説明が終わりました。

議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご意見、ご質問はございませんか。

～委員談議写真等確認～

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について承認されました。

事務局にて非農地の事前通知を作成し、送付することとします。

続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP 71が申請内容です。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和8年第3回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、4月1日（水）の予定です。